

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

特定事業の選定

令和3年3月

岡山市

岡山市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じて、岡山市可燃ごみ広域処理施設整理・運営事業（以下「本件事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に準じ、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和3年3月25日

岡山市長 大森 雅夫

1 事業概要

(1) 事業名称

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

岡山市長 大森 雅夫

(4) 事業方式

本件事業は、DBO (Design (設計) - Build (建設) - Operate (維持管理・運営)) 方式により実施する。

落札者の構成企業を選定事業者 (以下「事業者」という。) として、岡山市 (以下「市」という。) の所有となる岡山市可燃ごみ広域処理施設 (以下「本件施設」という。) の設計、建設及び運営管理に係る業務を一括して行うものとする。

(5) 事業期間

事業期間は、次のとおり予定する。

ア 特定事業契約の締結：令和4年3月

イ 設計・建設期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日 (5年間)

ウ 運営期間：令和9年4月1日から令和29年3月31日 (20年間)

(6) 事業範囲

選定事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア 本件施設の設計・建設業務

設計施工事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、本件施設の設計施工業務を行う。建設業務については、既存の岡南環境センターの解体撤去工事、建築物及び建築設備工事、プラント工事 (機械設備工事、電気・計装設備工事、配管工事)、外構工事、その他関連工事及び関連業務等を行う。

イ 本件施設の運営業務

運営管理事業者は、運営業務委託契約に基づき、処理対象物の計量、受け入れ、料金徴収を行い、要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、主な運営業務は、運転業務、維持管理業務 (本件施設の点検整備・補修・機器更新を含む。)、資源化業務、清掃業務、保安業務、環境管理業務等とする。

ウ 焼却灰運搬及び飛灰運搬業務

焼却灰運搬企業及び飛灰運搬企業は、それぞれ焼却灰運搬業務委託契約及び

飛灰運搬業務委託契約に基づき、本件施設から発生する焼却灰及び飛灰を事業者が選定した焼却灰資源化施設又は飛灰資源化施設へ運搬する。

エ 焼却灰資源化及び飛灰資源化業務

焼却灰資源化企業及び飛灰資源化企業は、それぞれ焼却灰資源化業務委託契約及び飛灰資源化業務委託契約に基づき、本件施設から発生する焼却灰及び飛灰を資源化処理する。

(7) 計画施設の概要

ア 計画地の概要

所在地	岡山市南区豊成一丁目4番1号ほか（別図1建設予定地位置図参照）	
敷地面積	約 14,400m ²	
都市計画事項	区域区分	市街化区域
	用途地域	準工業地域（敷地北東部の一部）、第1種住居地域（その他部分）
	防火地域	指定なし
	高度地区・高度利用地区	指定なし
	建ぺい率	60%以下
	容積率	200%以下
	高さ制限	建築基準法による
	日影規制	建築基準法による

イ 計画施設の概要

処理方式	全連続燃焼式ストーカ焼却炉（蒸気タービン発電機付き）
施設規模及び炉数	200t/日（100t/24h×2炉）
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、し渣、可燃性残渣、災害廃棄物

2 評価の内容

(1) 評価方法

ア 本件事業をPFI法に準じた事業（以下「特定事業」という。）として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

イ 市の財政負担見込額の算定にあたっては、民間事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

ウ 上記の財政負担の算定に加えて、本件事業を特定事業として実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 市の財政負担額算定の前提条件

本件事業を市が直接実施する場合及び特定事業として実施する場合の財政負

担額の算定に当たり設定した主な前提条件について、下表に示す。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	特定事業として 実施する場合
財政負担額 の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 設計・建設費 ② 運営費 ③ 工事監理費 ④ 起債の支払利息 ⑤ アドバイザー費用 	<ul style="list-style-type: none"> ① 本件施設の設計施工業務に係る対価 ② 本件施設の運営管理業務に係る対価 ③ 工事監理費 ④ 起債の支払利息 ⑤ アドバイザー費用 ⑥ モニタリング費用 <p>※事業者からの税込（市税）を調整</p>
共通の条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業期間：設計・建設期間5年、運営期間20年 ② 現在価値への割引率：0.92% ③ 物価変動は見込まない。 	
資金調達に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 交付金（循環型社会形成推進交付金） ② 起債 ③ 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ① 交付金（循環型社会形成推進交付金） ② 起債 ③ 一般財源
設計・建設費 に関する事項	特定事業として実施する場合の費用を参考に算定した。	事前の民間事業者への見積調査の結果を参考に必要な補正を行ったうえで算定した。
運営管理費、 焼却灰及び飛 灰処理費に関 する事項	特定事業として実施する場合の費用を参考に算定した。	事前の民間事業者への見積調査の結果及び市の類似施設の実績をもとに算定した。

(3) 市の財政負担額の比較

前記の前提条件に基づく財政負担額について、市が直接実施する場合と特定事業として実施する場合とを比較すると次表のとおりとなる。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担額を100とする指標により比較する。

財政負担額の指標

市が直接実施する場合	特定事業として実施する場合
100	94.09

(4) 特定事業として実施することの定性的評価

本件事業を特定事業として実施することにより、次に示すような定性面での効果を期待することができる。

ア 設計・建設と運営の効率化

本件施設の設計施工、運営管理、焼却灰及び飛灰の運搬処理等の各業務を民間事業者に一括して性能発注することにより、民間事業者による各業務を通じた包括的な創意工夫の発揮が期待でき、より効率的かつ機能的な設計施工と運営が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運営内容の向上

廃棄物処理施設の運営について、長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の修繕・更新等の実施、中長期の視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

リスク分担において、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、事業開始前から分担を明確にすることにより、事業全体におけるリスク管理の最適化が図られる。

(5) 総合評価

本件事業を特定事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を5.91%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上等の定性的効果も期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本件事業をPFI法第7条に準じて特定事業として選定する。